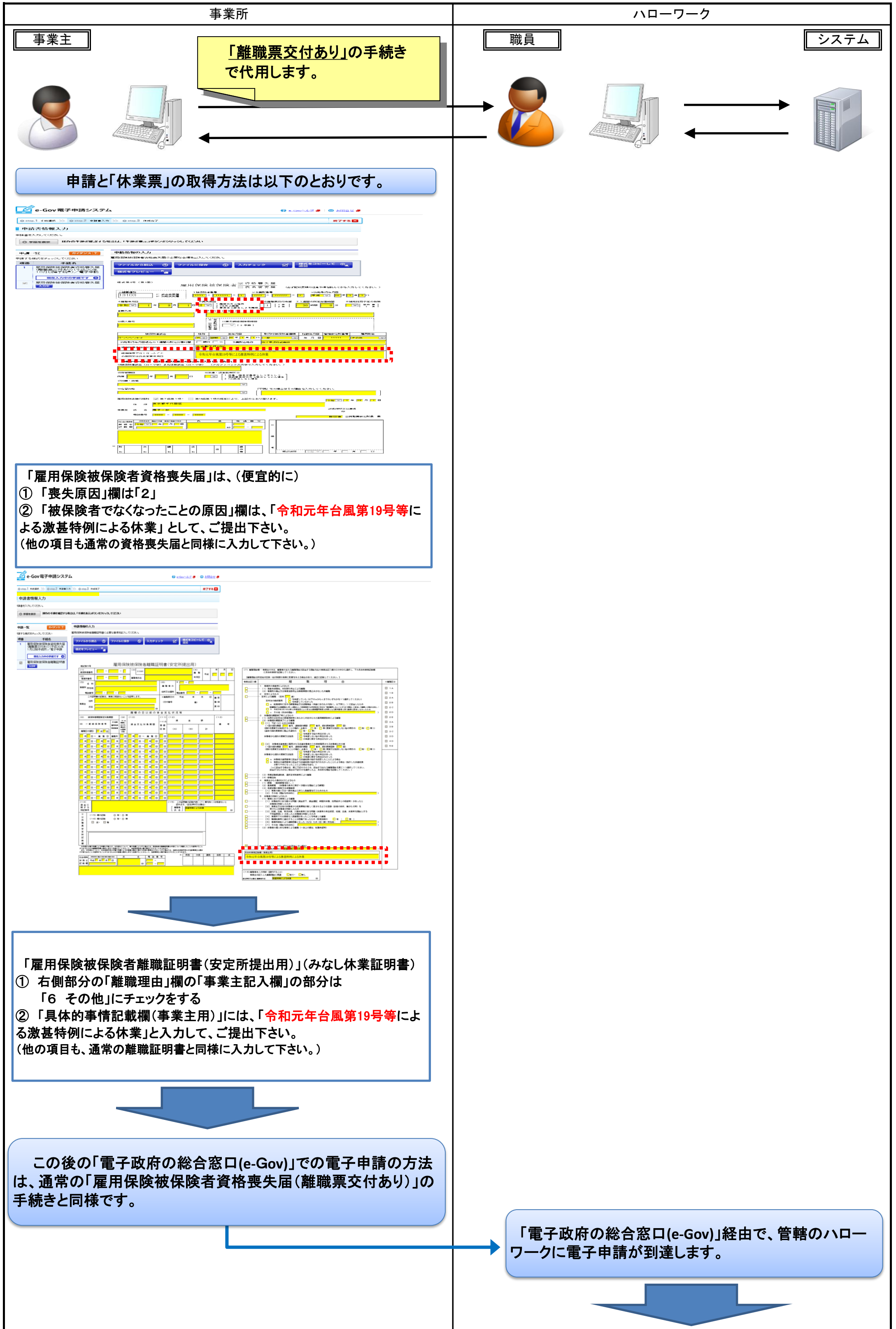


# 電子申請による「休業証明書の申請」と「休業票の交付」について



事業所

ハローワーク

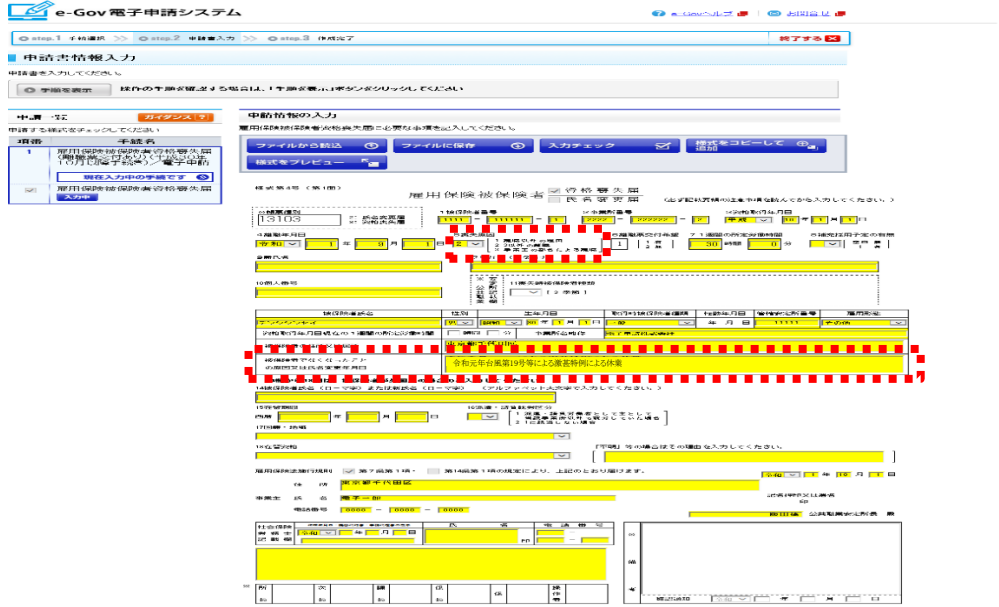
事業主

職員

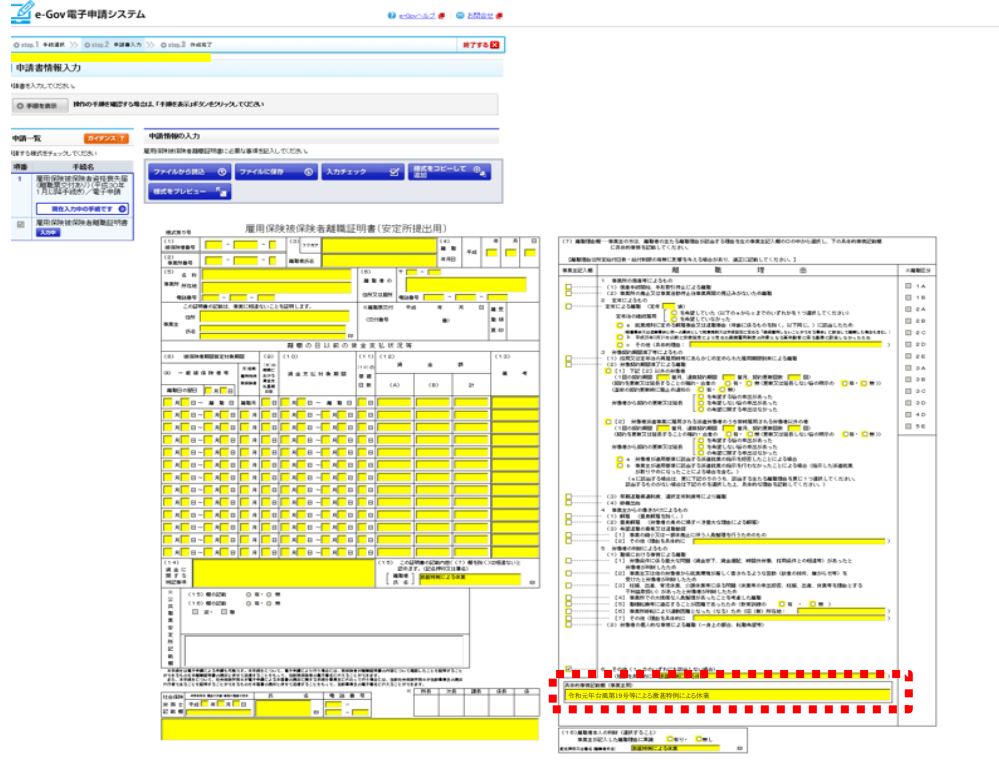
システム

「離職票交付あり」の手続きで代用します。

申請と「休業票」の取得方法は以下のとおりです。



「雇用保険被保険者資格喪失届」は、(便宜的に)  
 ① 「喪失原因」欄は「2」  
 ② 「被保険者でなくなったことの原因」欄は、「令和元年台風第19号等による激甚特例による休業」として、ご提出下さい。  
 (他の項目も通常の資格喪失届と同様に入力して下さい。)



「雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用)」(みなし休業証明書)  
 ① 右側部分の「離職理由」欄の「事業主記入欄」の部分は「6 その他」にチェックをする  
 ② 「具体的事情記載欄(事業主用)」には、「令和元年台風第19号等による激甚特例による休業」と入力して、ご提出下さい。  
 (他の項目も、通常の離職証明書と同様に入力して下さい。)

この後の「電子政府の総合窓口(e-Gov)」での電子申請の方法は、通常の「雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付あり)」の手続きと同様です。

「電子政府の総合窓口(e-Gov)」経由で、管轄のハローワークに電子申請が到達します。

ハローワークでは、いただいた電子申請について、

- ① 「離職証明書(事業主控)」および「離職票-2」の、公共職業安定所記載欄に休業票として交付する旨
- ② 「離職票-2」の、「離職理由」欄の「離職区分」欄を「3B」
- ③ 「資格喪失確認通知書(事業主通知用)」および「離職票-1」の、喪失原因欄を「4」と、それぞれ記載して、「電子公文書(PDFファイル)」を返戻します。

様式の具体的なイメージは以下のとおりです。

「離職証明書(事業主控)」

休業票として交付する。

「電子政府の総合窓口(e-Gov)」からの電子公文書のダウンロード・取得の操作は、通常の手続きと同様です。

「離職票-2」

休業票として交付する。

写真欄

「資格喪失確認通知書(事業主通知用)」

「離職票-1」